

規制の事前評価書

法令案の名称：電気事業法の一部を改正する法律案

規制の名称：【新設】大規模発電事業者（仮称）の発電等用電気工作物の休廃止に係る協議、事業用電気工作物の製造事業者等によるその技術基準適合のための協力の義務化、小売電気事業者が一年以上休止した場合等の登録の取消し、【拡充】太陽電池発電設備の構造安全性の確保、【緩和】送電事業の事業開始期限の延長

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課、経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ 電力安全課

評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 最近における電気事業をめぐる状況を踏まえ、電気の安定的かつ安全な供給の更なる確保に向けて、基幹送変電設備（仮称）の整備に対する広域的運営推進機関による貸付け制度、一定規模以上の発電事業者の発電等用電気工作物の廃止等に係る協議規定及び当該発電等用電気工作物の大規模な整備に対する広域的運営推進機関による貸付け制度を創設するとともに、これらの貸付けに要する資金の確保、事業用電気工作物の基準適合性の確保に係る製造事業者等の協力の義務付け等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

（1）大規模発電事業者（仮称）の発電等用電気工作物の休廃止に係る協議について

- 大規模な電源が休廃止される場合において、その電気の供給を受ける一般送配電事業者や配電事業者が周波数維持や託送供給の義務を果たすためには、事前に当該休廃止の情報を得て、休廃止の時期の延期の調整を含め当該発電事業者と協議をすることが必要なときもあり、実際に、大規模な電源の休廃止により一般送配電事業者や配電事業者の周波数維持や託送供給に支障が生じ得る事態が発生している。一方、発電事業者は、参入・休廃止ともに事前届出制であり、一般送配電事業者及び配電事業者との契約がある場合の発電等義務以外の供給能力に関する責務は負っておらず、電源の休廃止の前に一般送配電事業者及び配電事業者とそのような協議を行わなければならないことにはなっていない。

（2）事業用電気工作物の製造事業者等によるその技術基準適合のための協力の義務化について

- 令和5年度の発電設備の電気事故件数のうち、最も電気事故が多いのは太陽電池発電設備であること等を踏まえれば、太陽電池発電設備の電気事故の状況を踏まえた更なる取組が必要である。こうした中、太陽電池発電設備のPCSや風力発電設備の風車の事故防止等に関しては、製造事業者などの協力が十分に得られていない事例もある。電気事業法上の保安責任は設置者にあり、原因究明とそれを踏まえた保安の確保は設置者による実施が前提であるが、設置者の責任を貫徹する観点から、必要に応じ、円滑に原因を究明し保安の確保を図るため、制度上も製造事業者及び輸入販売事業者や工事業者といった関係する事業者の協力を得られるようにしていくための措置を講じることが求められる。

（3）小売電気事業者が一年以上休止した場合等の登録の取消しについて

- 現在、小売電気事業者としての登録がなされているものの、実質的に電気の供給を行っていない小売電気事業者（以下「休眠事業者」という。）が約250者存在する。近年、こうした休眠事業者を買収すること等に

より、当該休職事業者の登録事業者としての地位や信用力を活用した営業活動や、当該地位を濫用して入手した需要家の供給地点番号等の個人情報を用いた、他の小売電気事業者との不正な取引等により不当な利得を得るといった不適切な事例が発生し、一部は刑事事件として摘発されている。こうした事例は需要家の利益を害することはいうまでもなく、電気事業者に対する国民の信頼を大きく損ない、電気事業の健全な発達を阻害することとなるため、適切な措置を講ずる必要がある。

(4) 太陽電池発電設備の構造安全性の確保について

- 令和5年度の発電設備の電気事故件数のうち、最も電気事故が多いのは太陽電池発電設備であること等を踏まえれば、太陽電池発電設備の電気事故の状況を踏まえた更なる取組が必要である。このうち太陽電池発電設備の支持物は、各種荷重に対して安定でなくてはならないこととされているが、荷重に対して強度が十分でないと、強風により架台が破損したり、モジュールが飛散したりすることがあり、中には飛散したモジュールが近隣住宅の側壁に直撃して破損させた事例も存在する。現行制度では出力 2000kW 以上の設備については、工事計画の届出の際に構造安全性も含めて技術基準の適合性について国が審査しており、出力 2000kW 未満の設備については、設置者が工事後の使用前に構造安全性も含めた技術基準の適合性を自己確認することとしている。しかしながら、民間専門機関を伴う立入検査において、構造安全上の指摘が半数以上にのぼっているほか、小規模事業用電気工作物においては構造計算書の存在自体を確認できなかった設備が一定数存在している。また、設備容量にかかわらず支持物等に関する事故が発生している。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

(1) 大規模発電事業者（仮称）の発電等用電気工作物の休廃止に係る協議について

- 大規模発電事業者は、大規模な発電等用電気工作物の使用を休廃止しようとするときは、その休廃止の日に関し、その電気の供給を受ける一般送配電事業者又は配電事業者と、当該休廃止の時期等、一般送配電事業又は配電事業における電気の供給に影響を及ぼす事項について協議をしなければならないものとする。加えて、一般送配電事業者又は配電事業者は、当該協議を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないものとする。

(2) 事業用電気工作物の製造事業者等によるその技術基準適合のための協力の義務化について

- 事業用電気工作物の設置者がその技術基準への適合の維持のため必要な措置を講じようとするときは、その事業用電気工作物の製造事業者・輸入販売事業者・工事業者（以下「製造事業者等」という。）は、設置者の求めに応じ、その措置の実施に協力するよう努めなければならないものとする。また、経済産業大臣が設置者に対し、技術基準適合命令を行った場合に、それを受けて設置者がとる措置の実施に、製造事業者等が協力せず、当該措置の実施に支障がある場合は、協力に向けた経済産業大臣による勧告や正当な理由なく当該勧告に従わない場合の公表を可能とする。加えて、経済産業大臣による製造事業者等に対する報告徴収や立入検査、製品評価技術基盤機構（NITE）による製造事業者等への立入検査を可能とする。併せて、経済産業大臣は、製造事業者等への立入検査の際に、現地で検査が困難な電気工作物について、その所有者・占有者に対して提供を命じることができるものとする。

(3) 小売電気事業者が一年以上休止した場合等の登録の取消しについて

- 休職事業者への対応として、小売電気事業者が小売供給を一定期間（1年間）以内に開始せず、又は一定期間（1年間）以上引き続き休止したときは、経済産業大臣は小売電気事業者の登録を取り消すことができるものとする。

(4) 太陽電池発電設備の構造安全性の確保について

- 太陽電池発電設備の事故を防止し安全性を向上させる観点から、工事前の段階で、設置者が設備の構造安全上の適切性（技術基準への適合性）について、土木建築の専門知見を有する第三者機関の確認を得ることとすべく、登録適合性確認機関に係る既存の規制を拡充する。

【緩和・廃止】

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

(5) 送電事業の事業開始期限の延長について

- 送電用の電気工作物の整備主体である一般送配電事業者又は送電事業者は、一般的な系統整備に要する工期に加え、事業開始までの期間が過度に長くなることによる電気の利用者が被る不利益を考慮し、経済産業大臣から事業の許可を受けた日から10年以内において経済産業大臣が指定する期間内にその事業を開始(電気工作物の設置を完了し電気の供給を行い得る状態)しなければならないこととしている。昨今、人手不足や資材の値上がりにより、大規模な送電用の電気工作物の整備費用が高騰しているため、今後、資金調達の円滑化の観点からSPC(特別目的会社)を含む新規事業者が、送電事業許可を取得し、当該電気工作物の整備主体となることが見込まれている。この点、新たに送電事業の許可を取得した者が今後整備される大規模な送電用の電気工作物は、所要工期が長期化しており、その事業を10年以内に開始することを求めることは実態に照らして困難となる場合がある。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

(5) 送電事業の事業開始期限の延長について

- 送電事業者は、事業の許可を受けた日から10年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならないものとしているところ、20年以内において経済産業大臣が指定する期間内に改める。

2 規制の妥当性(その他の手段との比較検証)

【新設・拡充】

(1) 大規模発電事業者(仮称)の発電等用電気工作物の休廃止に係る協議について

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- 大規模発電等用電気工作物の使用の休廃止によって、一般送配電事業又は配電事業における電気の供給にどのような影響が生じるかは、その当事者たる大規模発電事業者と一般送配電事業者又は配電事業者の間で協議することでしか明らかにできず、その影響を緩和することも不可能と考えられることから、協議を義務づける方法以外の手段では、課題を十分に解決できないと判断されるため検討しないこととした。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- 非規制手段では、上述のとおり、大規模発電等用電気工作物の使用の休廃止による一般送配電事業又は配電事業における電気の供給への影響の緩和を図ることは困難と考えられることから、検討しないこととした。

(2) 事業用電気工作物の製造事業者等によるその技術基準適合のための協力の義務化について

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- 既に事業用電気工作物の設置者に対してはその技術基準への適合の維持を義務づけているが、設置者による事故等の原因究明や再発防止等にあたって、製造事業者等の協力を十分に得られない等の事例が存在す

ることを踏まえ、「規制の内容」に記載する規制案が妥当であるとした。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した ■ 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 設置者責任の原則の下、設置者の保安力向上に向けて講習会の実施やQ&Aの展開等を行い、事故等の際には必要に応じて設置者が製造事業者に対する協力を求めることとしてきたが、上記の状況を踏まえ、「規制の内容」に記載する規制案が妥当であるとした。

(3) 小売電気事業者が一年以上休止した場合等の登録の取消しについて

<その他の規制手段の検討状況>

■ 検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 代替案として小売電気事業者の登録を数年毎の更新制にすることを検討したが、現在の小売電気事業者数及び申請の確認に要する時間を勘案したところ、実務面で現実的ではないと判断し、今回改正予定の規制案が妥当であると判断した。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した ■ 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 小売電気事業者の登録を行うに当たっては、申請書に添付された書類に記載された内容のうち、一定の事項について重要な変更が生じた場合には、遅滞なく報告することとする条件を付している。他方で、不適切な行動をとる休眠事業者が行政庁に対して自発的に報告を行うことは通常考え難い等、実効性に限界があるため、本規制を導入することにした。

(4) 太陽電池発電設備の構造安全性の確保について

<その他の規制手段の検討状況>

■ 検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 既に太陽電池発電設備の設置者に対してはその構造安全性を含めた技術基準への適合の維持を義務づけており、さらに立入検査については、民間専門機関が同行する取組を実施している。立入検査を通じて技術基準の適合性を確認し、必要に応じて、設置者に対して保安管理の改善や設備の補修等を指導しているが、構造安全上の指摘が半数以上にのぼっていること等を踏まえ、「規制の内容」に記載する規制案が妥当であるとした。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した ■ 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ これまで太陽電池発電設備の構造安全性の強化に向けて講習会の実施やQ&Aの展開等を行ってきたが、上記の状況を踏まえ、「規制の内容」に記載する規制案が妥当であるとした。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

(1) 大規模発電事業者（仮称）の発電等用電気工作物の休廃止に係る協議について

- ・ 大規模な発電等用電気工作物の使用を休廃止しようとするときは、事前に、一般送配電事業又は配電事業

における電気の供給に影響を及ぼす事項について協議をしなければならないものとする。大規模な電源の休廃止による一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域における電気の供給への影響が緩和される。

- ・ 当該協議の件数については、事後評価までに把握することとする。

(2) 事業用電気工作物の製造事業者等によるその技術基準適合のための協力の義務化について

- ・ 事業用電気工作物の電気事故の減少が見込まれるところ、電気事故については、毎年度、電気保安統計としてまとめており、これによって事業用電気工作物の製造事業者等によるその技術基準適合のための協力の義務化に係る規制を踏まえた電気事故件数等を把握することが可能である。
- ・ 経済産業大臣による製造事業者等への勧告・公表や立入検査を行った件数については、事後評価までに把握することとする。

(3) 小売電気事業者が一年以上休止した場合等の登録の取消しについて

- ・ 小売電気事業者は毎年度の開始前に電気の供給計画を届け出なければならないが、当該計画を変更したときは遅滞なく届け出なければならないとされている。また、事業を休止する際にも、遅滞なく届け出なければならないとされており、これらの届出によって、小売電気事業者が小売供給を行っているかを把握することが可能である。
- ・ 登録を取り消した小売電気事業者数の推移については、事後評価までに把握することとする。

(4) 太陽電池発電設備の構造安全性の確保について

- ・ 太陽電池発電設備の電気事故の減少が見込まれるところ、電気事故については、毎年度、電気保安統計としてまとめており、これによって年間約1万件以上の新設がなされる見込みである太陽電池発電設備の構造安全性の確保に係る規制を踏まえた電気事故件数等を把握することが可能である。

【緩和・廃止】

(5) 送電事業の事業開始期限の延長について

- ・ 今後整備される、所要工期が長期となる大規模な送電用の電気工作物について、SPC（特別目的会社）を含む新規事業者が、送電事業許可を取得し、その事業主体になるという選択肢を取りやすくすることによって、電気の安定供給に向けた系統整備が促進される。
- ・ 2016年の制度開始以降、現在までに3社が送電事業の許可を取得しており、事後評価までに許可の件数を集計し、効果を把握することとする。

4 負担の把握

【新設・拡充】

(1) 大規模発電事業者（仮称）の発電等用電気工作物の休廃止に係る協議について

<遵守費用>

- ・ 大規模発電事業者に対し、大規模な発電等用電気工作物の使用の休廃止に先立ち、一般送配電事業者又は配電事業者における電気の供給に影響を及ぼす事項について協議を行うことを義務づけるとともに、一般送配電事業者又は配電事業者には、当該協議の求めに応じるよう義務づけることとなり、当該協議に際し、必要な書類作成等の費用が想定されるが、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではなく、また、現時点で当該協議の頻度を見積もることは困難であるため、定量的な推計は困難である。
- ・ 当該協議の件数及びその期間については、事後評価までに把握することとする。

<行政費用>

- ・ 特になし

＜その他の負担＞

- ・ 特になし

（２） 事業用電気工作物の製造事業者等によるその技術基準適合のための協力の義務化について

＜遵守費用＞

- ・ 事業用電気工作物の製造事業者等に対し、設置者によるその技術基準適合のための協力を義務付けることとなるが、通常、製造事業者等は、設置者による事故の原因究明や再発防止等に協力するものであると考えられるため、追加的な費用負担を課すものではない。
- ・ 立入検査を行った件数及び時間については、事後評価までに把握することとする。

＜行政費用＞

- ・ 立入検査を行った件数や人員、時間については、事後評価までに把握することとする。

＜その他の負担＞

- ・ 特になし

（３） 小売電気事業者が一年以上休止した場合等の登録の取消しについて

＜遵守費用＞

- ・ 小売電気事業者はこれまでも毎年度求められる供給計画等を届け出るのみで良いため、追加的な費用負担を課すものではない。

＜行政費用＞

- ・ 登録取消しの件数や要した時間については、事後評価までに把握することとする。

＜その他の負担＞

- ・ 特になし

（４） 太陽電池発電設備の構造安全性の確保について

＜遵守費用＞

- ・ 太陽電池発電設備の構造安全性に係る技術基準の適合は既に義務付けられているため、過度に追加的な費用負担を課すものではない。
- ・ 第三者機関の確認の件数及び所要時間については、事後評価までに把握することとする。

＜行政費用＞

- ・ 特になし

＜その他の負担＞

- ・ 特になし

【緩和・廃止】

（５） 送電事業の事業開始期限の延長について

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- ・ 送電事業の事業開始期限については、一般的な系統整備に要する工期に加え、事業開始までの期間が過度に長くなることによる電気の利用者が被る不利益を考慮し設定していたところ。他方、短期間での事業開始を強制することで、高額な投資が必要となり、その結果、一般送配電事業者の託送料金が上昇するなど、最終的に需要家の利益が損なわれることが懸念される。このため、送電事業の事業開始期間を延長することで、工期を十分確保させるとともに資金の調達適正化を行わせ、着実な送電事業の開始につなげることができ、

当該不利益は一定程度解消されるものと考えられる。

- ・ 2016年の制度開始以降、現在までに3社が送電事業の許可を取得しており、事後評価までに許可の件数を集計し、この負担を把握することとする。

<行政費用>

- ・ 特になし

<その他の負担>

- ・ 特になし

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

(1) 大規模発電事業者（仮称）の発電等用電気工作物の休廃止に係る協議について

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会（オブザーバーとして利害関係者を含む。）において、この規制の内容について審議した。委員や利害関係者からの主な意見内容としては、発電分野が競争環境にあることを踏まえ、国の関与を抑制しながら、容量市場等のインセンティブ措置の見直しをしっかりと行った上で、補完的に制度設計を検討すべきといった指摘があった。この点については、中長期的な需給・系統状況の見通しに沿って必要な対応を計画的に進めることができるような仕組みの検討や、容量市場の見直しといった方策を今般の規律の新設と併せて進めることとしており、具体的な内容については、関係審議会及び電力広域的運営推進機関の関係委員会において、今後議論を深めていく。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 会合の名称：次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会

開催日

- 第1回 2025年5月23日
- 第2回 2025年9月8日
- 第3回 2025年10月31日
- 第4回 2025年12月17日

- ・ 会合の名称：電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG

開催日

- 第1回 2025年6月13日
- 第2回 2025年7月4日
- 第3回 2025年7月22日
- 第4回 2025年8月8日
- 第5回 2025年10月15日
- 第6回 2025年11月11日
- 第7回 2025年11月28日
- 第8回 2025年12月10日

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 経済産業省HPにおいて議事概要を掲載。
(次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会)

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/index.html

(電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG) (第8回については未掲載)

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_design_wg/index.html

(2) 事業用電気工作物の製造事業者等によるその技術基準適合のための協力の義務化について

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- 電力安全小委員会(オブザーバーとして利害関係者を含む。)において、この規制の内容について審議した。委員や利害関係者からの主な意見内容としては、法的な措置やその根拠も含めて検討し協力体制を取っていくことが重要との意見や、海外メーカーの協力を確保することも重要との意見、公表については、製品ユーザーへの注意喚起という点で重要という意見があった。これを踏まえ、海外メーカー含む製造事業者等による協力の義務化を通じた実効性のある保安の確保を図るべく、適切な執行に努める。

<関連する会合の名称、開催日>

- 会合の名称：電力安全小委員会

開催日

- 第1回 2025年3月17日
- 第2回 2025年5月21日
- 第3回 2025年12月1日
- 第4回 2025年12月15日

<関連する会合の議事録の公表>

- 経済産業省HPにおいて議事概要を掲載。
(電力安全小委員会)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/index.html

(3) 小売電気事業者が一年以上休止した場合等の登録の取消しについて

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会(オブザーバーとして利害関係者を含む。)において、この規制の内容について審議した。委員や利害関係者からの主な意見内容としては、電気事業者への信頼性を確保するためにも消費者に悪影響を及ぼす事業者には厳しい対応が必要である、不正行為が起りかねない温床をしっかりと未然に防止する取組は非常に重要であるといった指摘があった。また、問題がない場合は特段再登録を妨げないということであり新規措置を講じることは問題ない、各種報告等の対応に要する行政等の事務コストの観点からも措置に賛同するといった指摘もあった。
- 電力・ガス取引監視等委員会からは、事業の休止や小売供給の不実施等についての確認をどのように実施するか今後具体的な検討に協力していきたい、との指摘があったことから、今後議論を深めていく。

<関連する会合の名称、開催日>

- (1) 大規模発電事業者(仮称)に対する規律の強化について と同様。

<関連する会合の議事録の公表>

- (1) 大規模発電事業者(仮称)に対する規律の強化について と同様。

(4) 太陽電池発電設備の構造安全性の確保について

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 電力安全小委員会（オブザーバーとして利害関係者を含む。）において、この規制の内容について審議した。委員や利害関係者からの主な意見内容としては、太陽電池発電設備の許容応力度設計に関する指摘割合が多いことを踏まえると、当該設備の設計について、工事の前の段階で確認しておくことが極めて重要との意見や、年間1万件以上という多数の太陽電池発電設備が新設されており、設備の構造安全上の適切性の確認にかかる時間等も考慮し、詳細な制度設計に当たっては、導入が円滑に進められるよう検討が必要であり、丁寧な議論をお願いしたいとの意見があった。これを踏まえ、工事前における第三者機関の確認に加えて、円滑に設備の保安を確保できるよう、新たに、適切な構造安全性を有する支持物に関する民間認証制度や規格を活用した標準化などの制度整備に取り組んでいく。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ （2） 事業用電気工作物の製造事業者等によるその技術基準適合のための協力の義務化について と同様。

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ （2） 事業用電気工作物の製造事業者等によるその技術基準適合のための協力の義務化について と同様。

（5） 送電事業の事業開始期限の延長について

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 送電事業ライセンスの取得を検討している事業者に対して、今般の規制緩和について説明を行ったところ、特段の反対意見は出されなかった。

<関連する会合の名称、開催日>

<関連する会合の議事録の公表>

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

（1）～（5）

- ・ 見直し条項（期限5年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和13年度であり、それまでに事後評価を実施予定。